

写

教高第437号
教特第179号
教体第415号
教文第578号

令和3年（2021年）6月25日

各県立学校長 様

教 育 長

県独自の「医療を守る行動強化期間」の終了に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について
（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、県独自の「医療を守る行動強化期間」が令和3年（2021年）6月27日（日）をもって終了されることとなりました。

つきましては、令和3年（2021年）6月10日付け教高第346号 教特第160号 教体第345号 教文第578号を、令和3年（2021年）6月27日（日）をもって廃止します。

各校においては、引き続き、令和3年（2021年）6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28 Ver. 6）2021.5.28一部修正」のレベル2に基づき、感染防止に万全を期していただきますようお願いします。

また、6月28日（月）以降の部活動における対外活動については下記のとおりとします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 対外活動の可否について

- (1) 練習試合等（他校との交流活動を含む。）は、県内外で実施可とする。
- (2) 大会参加は、公式大会以外の大会を含め、県内外での大会に参加可とする。
- (3) 合宿は、できるだけ控え、実施の場合は県内での実施や長期日程とならない計画等の配慮をする。感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。
- (4) 県立中学校及び特別支援学校中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

2 対外活動における遵守事項について

(1) 実施前から行うこと

- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
- (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加、練

- 習試合等及び合宿を計画する場合は、慎重に判断すること。
- (ウ) 県外における運動競技大会参加届け又は練習試合（合宿等）実施届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）
 - (エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。
 - (オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
- (2) 実施中に行うこと
- (ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
 - (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
 - (ウ) 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。
 - (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。
- (3) 実施後に行うこと
- (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動遠征や合宿後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704